

令和6年雲南市議会9月定例会 議案概要及び説明者

資料No. 3

R6.9.2 提出分

区 分	議案No.	議 案 名	説明者
議案 条例	101	雲南市民バスの運行に関する条例の一部を改正する条例について ・雲南市民バス大東松江乃木線の運行に伴い、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長
	102	雲南市公の施設等使用料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について ・近年の急激な物価変動や賃金水準の上昇を鑑み、公の施設等の使用料見直しを行うため、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長
	103	雲南市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例について ・非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長
	104	雲南市国民健康保険条例の一部を改正する条例について ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（マイナンバー法）が令和5年6月9日に公布され、現行の被保険者証が令和6年12月2日をもって廃止となり、条例の改正が必要となることから、議会の議決を求めるものです。	副市長
	105	雲南市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（マイナンバー法）が令和5年6月9日に公布され、現行の被保険者証が令和6年12月2日をもって廃止となり、条例の改正が必要となることから、議会の議決を求めるものです。	副市長
	106	雲南市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について ・先に開催された島根県議会6月定例会において、現行の小学生までを対象としている補助制度を中学生まで拡充することについて提案・可決されました。これを受け、雲南市で現在満15歳まで対象としている子ども医療費無償化について、令和7年度から満18歳まで対象を拡充することに伴い、条例の改正が必要となることから、議会の議決を求めるものです。	副市長
	107	雲南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（マイナンバー法）が令和6年6月7日に公布されたことに伴う条ずれ対応、また個人番号の独自利用事務を追加・改正する必要が生じるため、条例の改正が必要となることから、議会の議決を求めるものです。	副市長
	108	雲南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の改正が必要となることから、議会の議決を求めるものです。	副市長

区 分	議案No.	議 案 名	説明者
	109	雲南市手数料徴収条例の一部を改正する条例について ・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、条例の改正が必要となることから、議会の議決を求めるものです。	副市長
規約	110	島根県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（マイナンバー法）が令和5年6月9日に公布され、現行の被保険者証が令和6年12月2日をもって廃止となることに伴い、島根県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、地方自治法第291条の3第1項の規定により、議会の議決を求	副市長
一般事件	111	令和5年度雲南市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について ・地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度雲南市水道事業会計決算に伴う利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和5年度雲南市水道事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	上下水道局長
	112	令和5年度雲南市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について ・地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度雲南市下水道事業会計決算に伴う利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和5年度雲南市下水道事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	上下水道局長
	113	加茂文化ホール大規模改修事業ラメール改修（空気調和設備）工事請負契約について ・加茂文化ホール大規模改修事業ラメール改修（空気調和設備）工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び雲南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。	副市長
	114	加茂文化ホール大規模改修事業ラメール改修（電気設備）工事請負契約について ・加茂文化ホール大規模改修事業ラメール改修（電気設備）工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び雲南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。	副市長
	115	財産の無償貸付及び減額貸付の変更について ・中心市街地活性化事業に係るホテル建設が着工し、ホテル開業までのスケジュールが示されたことにより、開業までの期間、無償及び減額して貸し付ける期間について契約変更を行うため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。	副市長
	116	公の施設（雲南市民バス）の区域外設置について ・大東松江乃木線の運行に伴い、雲南市民バスの市外への乗り入れを行うため、公の施設の区域外設置について、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。	副市長
予算	117	令和6年度雲南市一般会計補正予算（第2号） ・補正額 1,761,000千円 補正後の額 35,146,000千円	歳入は総務部長 歳出は各部長

区 分	議案No.	議 案 名	説明者
	118	令和6年度雲南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） ・補正額 71,900千円 補正後の額 4,164,400千円	市民環境部長
	119	令和6年度雲南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） ・補正額 11,230千円 補正後の額 1,269,230千円	市民環境部長
	120	令和6年度雲南市水道事業会計補正予算（第2号） 【収益的収支】 ・水道事業費用 補正額 15,151千円 補正後の額 1,277,773千円 【資本的収支】 ・資本的収入 補正額 1,900千円 補正後の額 357,110千円 ・資本的支出 補正額 4,600千円 補正後の額 802,146千円	上下水道局長
	121	令和6年度雲南市下水道事業会計補正予算（第2号） 【収益的収支】 ・下水道事業収益 補正額 10,451千円 補正後の額 2,108,678千円 ・下水道事業費用 補正額 13,822千円 補正後の額 2,043,668千円 【資本的収支】 ・資本的収入 補正額 7,580千円 補正後の額 997,146千円 ・資本的支出 補正額 9,132千円 補正後の額 1,662,614千円	上下水道局長
	122	令和6年度雲南市病院事業会計補正予算（第1号） 【収益的収支】 ・病院事業収益 補正額 14,279千円 補正後の額 5,104,839千円 ・病院事業費用 補正額 15,659千円 補正後の額 5,794,652千円 【資本的収支】 ・資本的収入 補正額 966千円 補正後の額 386,707千円	市立病院 事務部長
認定	1	令和5年度雲南市一般会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度雲南市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者
	2	令和5年度雲南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度雲南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者
	3	令和5年度雲南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度雲南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者

区 分	議案No.	議 案 名	説明者	
	4	令和5年度雲南市農業労働災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度雲南市農業労働災害共済事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者	
	5	令和5年度雲南市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度雲南市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者	
	6	令和5年度雲南市財産区特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度雲南市財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者	
	7	令和5年度雲南市工業用水道事業会計決算認定について ・地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度雲南市工業用水道事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	上下水道局長	
	8	令和5年度雲南市病院事業会計決算認定について ・地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度雲南市病院事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	市立病院事務部長	
	諮問	2	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長が市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。	総務部長
		3	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長が市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。	総務部長
	報告	16	議会の委任による専決処分の報告について ・法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること及びその和解に関して、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により委任された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものです。	建設部長
		17	議会の委任による専決処分の報告について ・法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること及びその和解に関して、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により委任された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものです。	建設部長
		18	議会の委任による専決処分の報告について ・法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること及びその和解に関して、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により委任された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものです。	大東総合センター所長

区	分	議案No.	議 案 名	説明者
		19	雲南市土地開発公社の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。	政策企画部長
		20	雲南都市開発株式会社の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。	産業観光部長
		21	株式会社キラキラ雲南の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。	教育部長
		22	公益財団法人鉄の歴史村地域振興事業団の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。	教育部長
		23	市有林の信託に係る事務処理状況の報告について ・地方自治法第243条の3第3項の規定により、雲南市有林の信託に係る事務処理状況を議会に報告するものです。	農林振興部長
		24	令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、決算に基づく健全化判断比率を議会に報告するものです。	総務部長
		25	令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告について ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の決算に基づく資金不足比率を議会に報告するものです。	総務部長